

厚生 福祉


 時事通信社

104-8178 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信社
 昭和28年5月30日 第3種郵便物認可
 毎週2回火・金曜日発行(但し祝日を除く)
 購読料金 税抜月額4,100円
 本誌掲載記事・写真などの無断複写、複製、転載を禁じます。
 ©時事通信社2018
 ◎誌面内容に関するお問い合わせ(編集部)
 kousei-dokusha@jiji.com

目次

福祉の本丸・医師の働き方雑感

元・駐スウェーデン・
 特命全権大使・渡邊芳樹



いつの頃からか日本の福祉の根本には「必要なときにいつでも医師に診てもらえて必要な医療を受けられる」という信頼感が根付いている。他者依存型福祉観ともいえよう。

しかし、本格的な人口減少と働き方改革の進行により、医師の働き方に依存する国民の福祉観も岐路に立たされ、自律(立)が求められている。

医師ばかりではない。霞が関の中央官庁も、かつては公法上の特別権力関係による無制限無定量の奉仕が官僚の矜持であり、国民の当然の期待であった。単なる労働者ではないとする医師の誇りにも類するものである。

スウェーデンでは、患者に対する医師の応招義

務もなく、官僚の無制限無定量の奉仕もない。福祉の根本は個人の自律(立)と平等の実感にある。近代法治社会では、過労死が発生した病院にだけ労働基準法が適用され、自分の病院は関係ないという自己都合の考え方は通用しない。

医師という貴重な社会資源であり基本的人権を有する存在を、日頃から大切に扱う責任があることを特に医療経営者は肝に銘じなければならぬ。利用者である国民一人一人も同様である。

だからといって医療経営者はいたずらに医師確保競争に走り地域医療を揺るがしてはならない。通院・入院医療の体制や急性期・慢性期の病院機能の見直し、勤務時間管理の改善、コメディカル

へのさらなるタスクシフト、ICT・AI活用的高度化などに取り組むべきである。

何より厚生労働省や医療界は、率先して医師の勤務に関するさまざまなガイドラインの整備や診療報酬体系の工夫を急ぐべきである。消防庁による救急車運身体制と無料原則の見直しも検討課題ではないか。

一方、国民は、医師の健康と働きがいおよび必要な地域医療の確保の両立が図られるよう、一定程度我慢してでも日頃の受診や救急車の利用の仕方を改め、可能な限りかかりつけ医を活用するという行動変容を実現する必要がある。

厚生省は、国民合意の形成に向け、医療界、有識者、地方自治体関係者のみならず、民間企業の活用を含む各界各層の知恵を糾合する責任がある。